

四日市市告示第369号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年 8月27日

四日市市長 田中 俊行

- 1 都市計画の種類及び名称  
四日市都市計画用途地域
- 2 都市計画を定める土地の地区  
都市計画の図書において表示する。
- 3 縦覧場所  
四日市市諏訪町1番5号  
四日市市 都市整備部 都市計画課

(都市整備部都市計画課)